

企画総務委員会

令和5年11月13日

1 報告事項

【地域振興部】

- (1) 産業コミュニティ形成支援事業の参加者公募について 【資料】
- (2) 出張所の管轄区域に関する規定について 【資料】
- (3) 国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画案に対するパブリックコメントの結果概要について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 千代田区手数料に関する規定整備について 【資料】
- (2) (仮称) 四番町公共施設新築工事の設計変更について 【資料】
- (3) (仮称) 四番町公共施設新築工事について 【資料】
- (4) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更について 【資料】
- (5) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について 【資料】
- (6) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事について 【資料】
- (7) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事について 【資料】
- (8) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事について 【資料】
- (9) 千代田区債権管理条例の制定について 【資料】
- (10) 財産の取得について 【資料】
- (11) 職員の休暇、給与等制度における東京都パートナーシップ宣誓制度への対応について 【資料】
- (12) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律について 【資料】

2 その他

産業コミュニティ形成支援事業の参加者公募について

1. 産業コミュニティ形成支援事業について

区内のスタートアップ、中小企業を始めとする事業者、大学生などを募り、互いに交流できる場の仕掛けづくりや関連する情報提供を区として実施する。

これによって地域のさまざまなステークホルダーの協働による化学反応や成長を促し、更なる地域の活力向上とにぎわいの創出を目指す。

2. 産業コミュニティの参加要件

- (1) 千代田区内スタートアップ(概ね創業から10年以内で、先進的な技術やアイデアによって革新的なサービスの提供や社会課題の解決に挑戦する事業者のこと)
- (2) 千代田区内で1年以内に創業またはスタートアップの立ち上げを検討している個人または団体
- (3) 千代田区内事業者
- (4) 千代田区内教育機関及び学生
- (5) 投資家及び金融機関
- (6) 千代田区内スタートアップとオープンイノベーションを検討している千代田区外事業者
- (7) その他運営事務局が認める者

3. スケジュール

- 1) 11/14 産業コミュニティ HP を公開し参加者の公募開始

名称 「千代田カルチャー×テック」

ロゴ



- 2) 12/12 産業コミュニティキックオフカンファレンス開催

(日時 12月12日(火) 15時00分～

場所 ワテラスコモンホール)

出張所の管轄区域に関する規定について

1 出張所の管轄区域について

各出張所はその担当している町会及び連合町会と連携しながら、区民に最も近い区役所施設として、地域福祉増進のために業務に邁進しており、その管轄区域は千代田区役所出張所設置条例（昭和 25 年条例第 5 号）で定めている。

2 規定整備の理由

富士見出張所管轄区域に所在していた気象庁（大手町一丁目 3 番 4 号）が千代田区外へ移転したため、気象庁の記載を削除するとともに、各出張所における管轄区域と所管町会の区域に相違が生じている地域について、実態と合わせた整合を図るため、各出張所の管轄区域を改正する必要がある。

3 内容

以下の区域について各出張所の管轄区域を改め、町会の区域と整合を図る。

(1) 大手町一丁目 3 番 4 号気象庁及び 4 番

旧気象庁を含む一部エリアを富士見出張所から麴町出張所の管轄と改める。

(2) 九段南二丁目 1 番 4 号から 3 5 号まで

千鳥ヶ淵沿いの旧三番町エリアを麴町出張所から富士見出張所の管轄と改める。

(3) 神田駿河台一丁目・二丁目・四丁目 5 番地

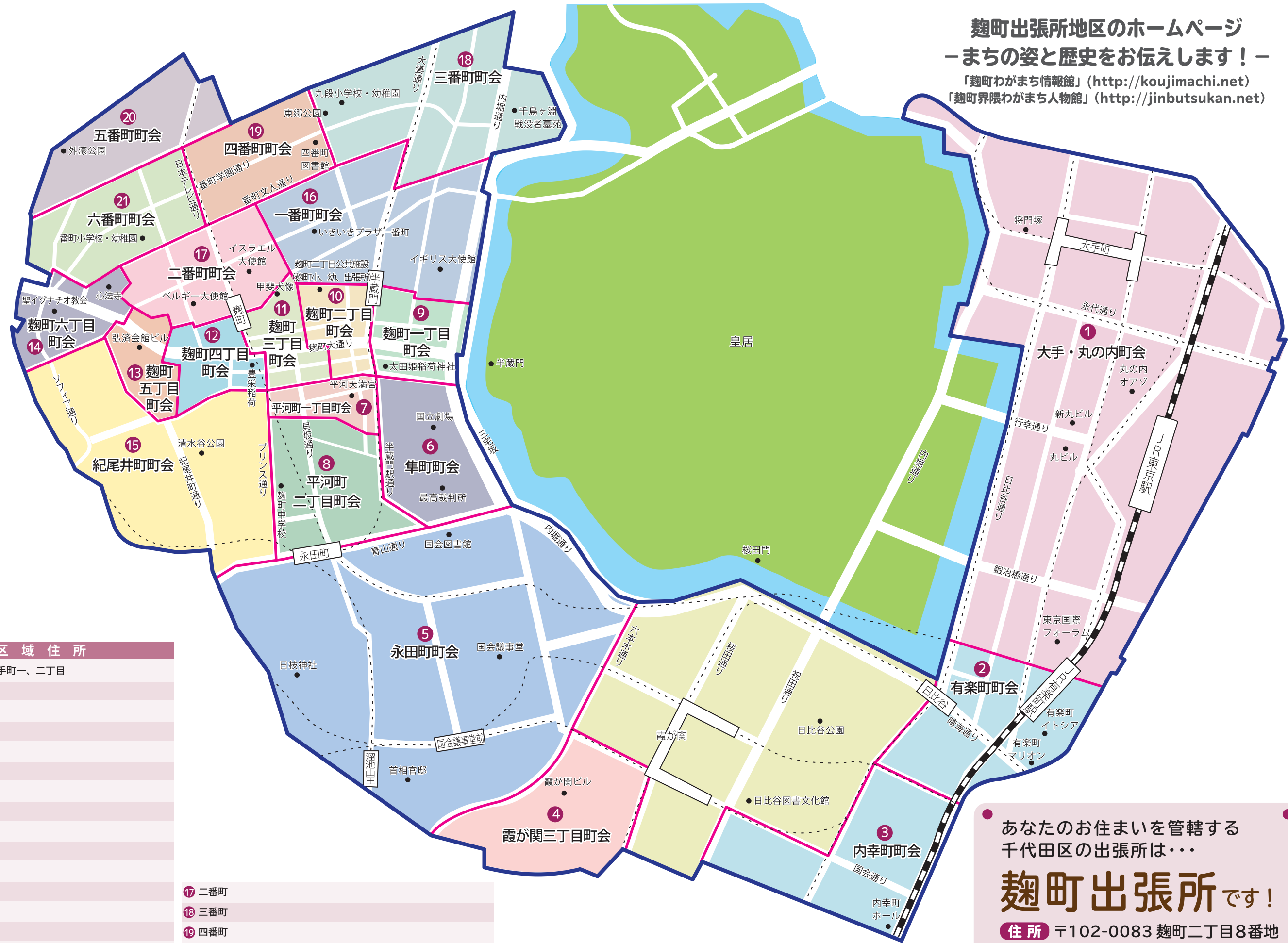
明大通りを境としていた神保町出張所と万世橋出張所の境界をお茶の水仲通りへ改める。

4 施行予定日

公布の日

麹町出張所地区町会マップ

麹町出張所地区のホームページ
 -まちの姿と歴史をお伝えします！-
 「麹町わがまち情報館」(<http://koujimachi.net>)
 「麹町界隈わがまち人物館」(<http://jinbutsukan.net>)



町会区域住所

- ① 丸の内一・二・三丁目、大手町一、二丁目
- ② 有楽町一・二丁目
- ③ 内幸町一・二丁目
- ④ 霞が関三丁目
- ⑤ 永田町一・二丁目
- ⑥ 隼町
- ⑦ 平河町一丁目
- ⑧ 平河町二丁目
- ⑨ 麹町一丁目
- ⑩ 麹町二丁目
- ⑪ 麹町三丁目
- ⑫ 麹町四丁目
- ⑬ 麹町五丁目
- ⑭ 麹町六丁目
- ⑮ 紀尾井町（上智大学・会館・教会・グラウンド含む）
- ⑯ 一番町
- ⑰ 二番町
- ⑱ 三番町
- ⑲ 四番町
- ⑳ 五番町
- ㉑ 六番町

※【町会区域外】霞が関一・二丁目、日比谷公園、皇居外苑

あなたのお住まいを管轄する
千代田区の出張所は・・・
麹町出張所です！
住所 〒102-0083 麹町二丁目8番地
電話 03-3263-3831

富士見地区町会マップ

歴史と伝統が息づいた
文教地区 富士見



あなたのお住まいを管轄する
千代田区の出張所は…

富士見出張所です！

住所 〒102-0071 富士見一丁目6番7号

電話 03-3263-3841

町会区域住所	
①	九段北一丁目 1~7番・11~15番、九段南一丁目
②	九段北二丁目、九段南二丁目
③	九段北三丁目、九段南三丁目
④	九段北四丁目、九段南四丁目
⑤	富士見一丁目
⑥	富士見二丁目
⑦	飯田橋一・二丁目、九段北一丁目 8~10番
⑧	飯田橋三・四丁目
⑨	北の丸公園
⑩	千代田 (皇居内)

※【町会区域外】一ツ橋一丁目、大手町一丁目 3~4番

神保町地区町会マップ

住む街・働く街・学ぶ街
「神保町」



町会区域住所	
①	神田神保町一丁目の奇数番地
②	神田神保町一丁目の偶数番地
③	神田神保町二丁目2・12~30と42~48の偶数番地、西神田二丁目1・2・7・8番
④	神田神保町二丁目4~10と32~40の偶数番地
⑤	神田神保町三丁目
⑥	西神田一丁目、西神田二丁目3~6番
⑦	西神田三丁目
⑧	神田三崎町一丁目、神田三崎町二丁目1・8・9・22番 (1~7号)
⑨	神田三崎町二丁目2~7・10~21・22番 (1~7号を除く)、神田三崎町三丁目
⑩	神田猿楽町一・二丁目
⑪	神田神保町二丁目の奇数番地、一ツ橋二丁目
⑫	神田駿河台一・二・四丁目5番地

あなたのお住まいを管轄する千代田区の出張所は・・・

神保町出張所です！

住所 〒101-0051 神田神保町二丁目40番地

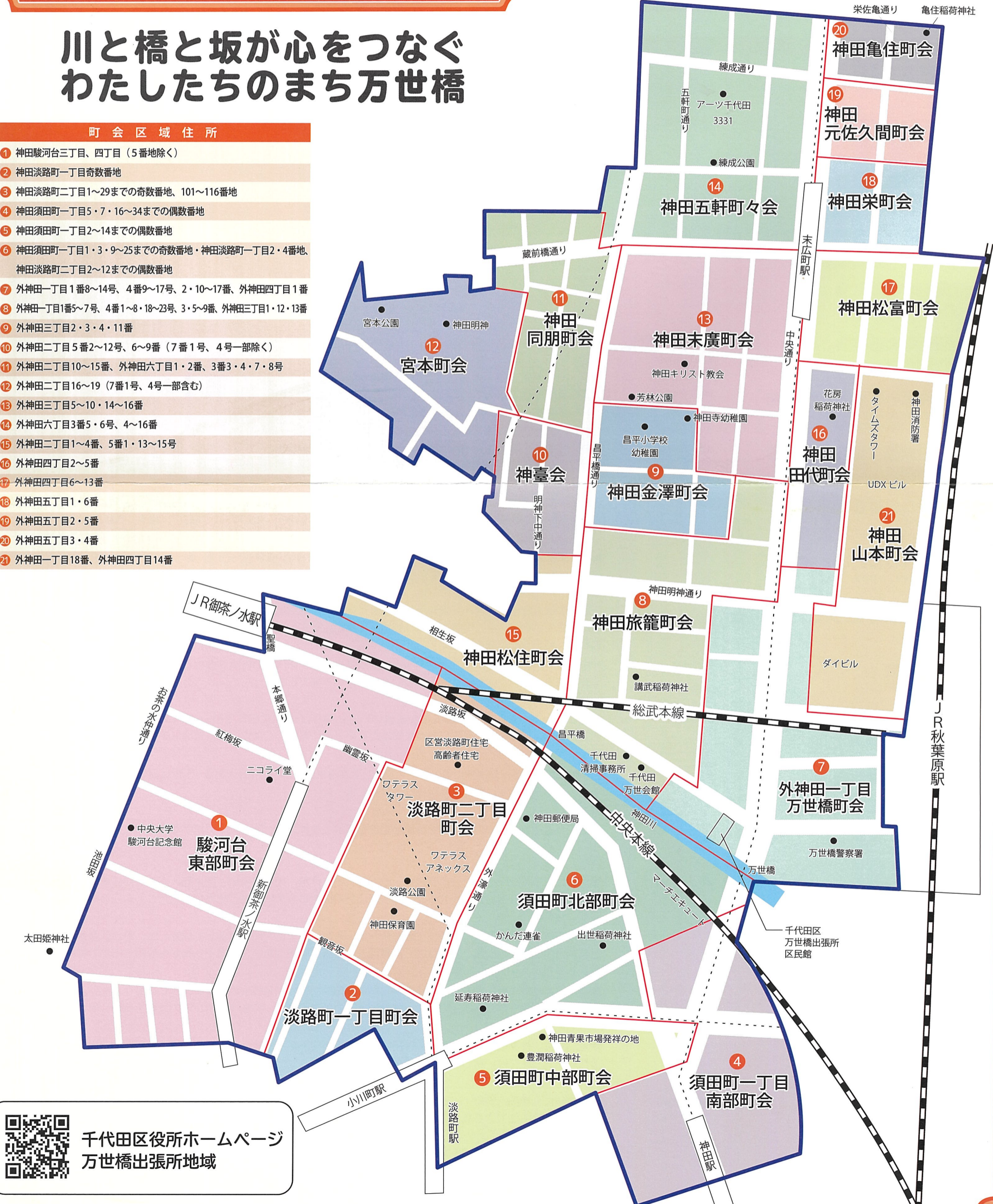
電話 03-3263-0741

万世橋地区 マップ

川と橋と坂が心をつなぐ
わたしたちのまち万世橋

あなたのお住まいを管轄する
千代田区の出張所は・・・
万世橋出張所です！
住所 〒101-0021 外神田一丁目1番13号
電話 03-3251-4691

- 町会 区域 住所**
- 1 神田駿河台三丁目、四丁目（5番地除く）
 - 2 神田淡路町一丁目奇数番地
 - 3 神田淡路町二丁目1～29までの奇数番地、101～116番地
 - 4 神田須田町一丁目5・7・16～34までの偶数番地
 - 5 神田須田町一丁目2～14までの偶数番地
 - 6 神田須田町一丁目1・3・9～25までの奇数番地・神田淡路町一丁目2・4番地、
神田淡路町二丁目2～12までの偶数番地
 - 7 外神田一丁目1番8～14号、4番9～17号、2・10～17番、外神田四丁目1番
 - 8 外神田一丁目1番5～7号、4番1～8・18～23号、3・5～9番、外神田三丁目1・12・13番
 - 9 外神田三丁目2・3・4・11番
 - 10 外神田二丁目5番2～12号、6～9番（7番1号、4号一部除く）
 - 11 外神田二丁目10～15番、外神田六丁目1・2番、3番3・4・7・8号
 - 12 外神田二丁目16～19（7番1号、4号一部含む）
 - 13 外神田三丁目5～10・14～16番
 - 14 外神田六丁目3番5・6号、4～16番
 - 15 外神田二丁目1～4番、5番1・13～15号
 - 16 外神田四丁目2～5番
 - 17 外神田四丁目6～13番
 - 18 外神田五丁目1・6番
 - 19 外神田五丁目2・5番
 - 20 外神田五丁目3・4番
 - 21 外神田一丁目18番、外神田四丁目14番



千代田区役所ホームページ
万世橋出張所地域

万世橋地区 スポット

川と橋と坂が心をつなぐ
わたしたちのまち万世橋

町会名	名所	歴史
1 駿河台東部町会 <small>旧：袋町・南北甲賀町・東紅梅町・鈴木町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●ニコライ堂 	駿河台の由来は、遠く駿河国の富士山を遠望できたこと、元和二年（1616年）家康が駿府で没すると、家康付を解かれた幕臣が屋敷を賜ったこと、二代將軍徳川秀忠の次男徳川忠長（通称駿河大納言）の屋敷があったためなど諸説がある。
2 淡路町一丁目町会 <small>旧：神田淡路町一丁目</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●淡路坂上観音 	聖橋の南詰から神田川沿いを神田淡路町二丁目にくだる坂は、対岸の昌平坂と併称して相生坂の名があり、大坂とも呼ばれた。また鈴木淡路守の屋敷があったので淡路坂とも呼ぶようになった。明治五年昌平橋内の備後福山藩阿部邸・豊後府内藩松平邸跡地にできた町で、町名は淡路坂にちなむ。
3 淡路町二丁目町会 <small>旧：神田淡路町二丁目</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●開成学園発祥の地 ●ワテラス（一部旧淡路小学校・幼稚園跡） 	
4 須田町一丁目南部町会 <small>旧：通新石町（とおしんこくちょう）</small>		明暦三年（1657年）の新添江戸図に「新石町（しんこくちょう）」とある。公役町で里俗に馬鞍横町と称した。
5 須田町中部町会 <small>旧：連雀町・佐柄木町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●豊潤稲荷神社 	神田市場発祥の地
6 須田町北部町会 <small>旧：連雀町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●甲武鉄道万世橋駅跡（現マーチ・エキュート） ●出世稲荷神社 ●延寿稲荷神社 	慶長年間に町割が行われる以前は須田村と称す。「寛永江戸図」には「すた丁」とある。町名は洲にひらかれた田の意と言われ、一帯を呼ぶ地域呼称でもある。当地は日本橋から本郷へ抜ける中山道（現中央通）と、神田橋から上野広小路方面に通じる道が交差し、さらに柳原通・昌平橋・淡路坂などの八方面に通じる交通の要衝であった。
7 外神田一丁目万世橋町会 <small>旧：神田花田町・神田仲町一丁目、二丁目 神田花岡町・神田花房町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●秋葉原神社分社（JR秋葉原駅長室内） 	秋葉権現（神社）の境内に花畑があったことから花房町の名が付いたらしい。 ※司馬遼太郎「街道をゆく」の記述から。
8 神田旅籠（はたご）町会 <small>旧：神田旅籠町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●講武稲荷神社 	町名は昌平橋外河岸通りに町屋があった当時、板橋・川口両宿に向かう街道筋にあたり、宿屋が多く集まっていたことによる。天和二年（1682年）火事で類焼し、翌年御用地となったため加賀金沢藩中屋敷跡地に替地を与えられた。
9 神田金澤町会 <small>旧：金澤町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●芳林（ほうりん）塾跡地（旧：芳林小学校・幼稚園） （現：昌平小学校・幼稚園） 	元湯島一丁目（現文京区）のうちにあった町屋が天和三年（1683年）火事により類焼し、翌四年御用地となったため加賀金沢藩中屋敷跡地内に代地を与えられた。
10 神臺（じんだい）会 <small>旧：神田明神下御臺所町</small>		明暦三年までは旧蓮宗妙祐山幸龍寺と曹洞宗泰山平山万隆寺領だったが、大火後、寺は浅草田圃に移転。その跡が臺所・賄方組屋敷・武家地となった。寛文十二年町方支配となる。明治二年西側の御手代屋敷を合併し、神田臺所町と改称した。
11 神田同朋町（どうぼうちょう）会 <small>旧：同朋町</small>		正保年中は万徳治・高岩時・雲仙寺などがあったが、明暦三年の大火後は引地となり、同四年同朋衆に与えられ、山口栄立・竹内裕二など御坊主方の拝領地となった。寛文十二年町屋が許可され、御同朋町（おどうぼうちょう）と称し、町方支配となる。
12 宮本町会 <small>旧：神田宮元町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●神田明神 	明治二年神田明神門前町に、神田明神表門前・同裏門前・神田明神西町が合併し、同五年神田明神地、書籍館（現文京区湯島一丁目：江戸時代の昌平坂学問所）敷地を編入して成立した。
13 神田末廣（すえひろ）町会 <small>旧：末廣（すえひろ）町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●末廣神社跡 	明治二年火災による町屋代地7ヶ所が合併して成立。明治五年武家地11ヶ所（一説には18ヶ所）が統合し現在に至る。明治元年の上野戦争により町が被害を受けたため平和に繁栄するようにと、末廣（すえひろ）と云うめでたい町名をつけた。
14 神田五軒町々会 <small>旧：五軒町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●アーツ千代田 3331（旧練成中学校） 	播磨林田藩建部氏・安房勝山藩酒井氏・信濃上田藩松平氏・下野黒羽藩大関氏・上総久留里藩黒田氏の5屋敷があり、これが、由来となり、明治五年に神田五軒町と称した。
15 神田松住町会 <small>旧：神田松住町</small>		明治五年、それまでの湯島横丁を縁起を担ぎ松住町と改称した。昭和八年に昌平河岸を編入した。
16 神田田代町会 <small>旧：神田田代町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●花房稲荷神社 	須田町二丁目代地・小柳町三丁目代地・松下町一丁目代地・花房町代地・用達商人染物屋伊佐衛門拝借地・樽屋三右衛門拝領屋敷を合併して成立した。町名は江戸期に一帯を神田代地と総称していたことにちなみ、田・代をとってつけられた。
17 神田松富町会 <small>旧：神田松富町</small>		神田松下町二丁目北側代地・同三丁目北側代地・永富町三丁目代地を合併して成立した。町名は合併町名の松下町と富永町の一字をとった。当地は古くは幕臣五人の居宅であったが、元禄十一年から享保七年まで岩城伊代守の屋敷があった。
18 神田栄町会 <small>旧：神田栄町</small>		明治二年から四年に、神田竹町・神田松永町・神田平河町一丁目代地の替地を合併して成立した。古くはと徒士組大縄地で、元禄十年から明治二年まで播磨安志藩中屋敷だった。町名は住民が町の繁栄を祈願してつけられたと言われています。
19 神田元佐久間町会 <small>旧：神田元佐久間町</small>		明治二年に、神田佐久間町一丁目・神田柳屋敷を播磨安志藩小笠原氏の上屋敷跡地に移し、神田佐久間町と区別するため「元」を付け、新しく神田元佐久間町と称した。
20 神田亀住町会 <small>旧：神田亀住町</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●亀住稲荷神社 	明治二年に、神田八軒町・神田六軒町・柳原大門町・上野町代地の替地が播磨安志藩小笠原氏の上屋敷跡地に与えられ、未永く生活できる場であってほしいとの願いを込めて神田亀住町と名付けられ、新しく町を設立した。
21 神田山本町会	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイビル ●UDXビル 	平成元年に閉鎖されるまで東京都の青果市場として賑わい、閉鎖された後区画整理により現在の街並みとなった。当町会は平成十九年に設立し翌二十年に連合町会に加入した。区域内には、高層マンションの東京タイムズタワーと新築された神田消防署がある。

国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画案に対するパブリックコメントの結果概要

1 概要

国指定史跡常盤橋門跡の適切な保存と活用を図り、次世代への継承をすることを目的に、国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画を策定するにあたり、パブリックコメントを実施した。

当該パブリックコメントにより、寄せられた区民等からの意見は以下のとおりである。

2 パブリックコメントについて

(1)募集期間 … 令和5年9月5日(火)から9月19日(火)まで

(2)募集方法 … 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、区HP送信フォーム

(3)周知方法 … 広報千代田9月5号掲載、区ホームページ等(LINE、Facebook、X(旧:Twitter))、文化振興課、各図書館、区役所2階区政情報コーナー、各出張所

(4)提出者数 … 1名

(5)意見数(延べ件数) … 3件

(6)意見の概要と区の考え方 … 下表参照

No	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
1	区内に住所を有する方	<p>国指定史跡である常盤橋の保存活用計画を千代田区が積極的に担う事に賛成です。</p> <p>第1に、見学施設拠点の整備が挙げられます。現状、点で存在していた文化財が拠点整備により、面でとらえることが可能になり、東京駅から常盤橋・常盤橋、日銀、三越本店までを結んだ重要文化財エリアが構成できます。拠点が核となり面を構成することにより、面積と量を確保し、江戸期の榊形石垣、明治期の常盤橋、日銀本館、大正期の東京駅、昭和期(戦前)の三越本店と時代を追うこともできます。この魅力的なエリアの企業や団体は、所在地の価値向上や集客力アップに寄与する協力や援助に積極的に参画していただけたらと思います。</p> <p>また、拠点に職員などが常駐することにより、維持管理の体制も確保できると考えます。また、史跡の隣接する拠点に発掘品の保存保管(展示)できると、千代田区の調査・研究が円滑に行えることに加え、区外の研究者や研究機関との連携が強固なものとなり、新たな発見や史跡の認定などの成果に結びつくと考えます。</p>	<p>本計画への賛同のご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>周辺の企業や団体との交流をしながら、周辺の文化財・文化施設とのネットワーク化を進めていきます。</p> <p>また、職員の常駐化は難しいと思いますが、史跡を保存するための維持管理や調査研究を踏まえた話題・コンテンツ作りなど、ご意見を踏まえて検討してまいります。</p>

No	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
2	区内に住所を有する方	<p>第2は、首都高速の撤去による景観の大幅改善です。日銀側から常磐橋を展望する際に、左右に控える常磐橋・常盤橋のワイドな眺望は、来場される皆さんを虜にすることでしょう。残存する石垣に高麗門を復元するのも1案かと思えます。江戸城天守台のように、石垣の上から高麗門の高さを体験できる階段の設置なども、首都高速の撤去の際に生きてくるものと思えます。また、日光が射すようになる日本橋川は、数多くの観光船が行き交う注目のスポットになることは、想像に難くありません。幸い、常磐橋には防災用ではありますが船着場が設置されており、その活用には多くの広がりを感じられます。</p>	<p>常磐橋・常盤橋の眺望については、ご意見を踏まえながら、検討してまいります。 高麗門の復元は現実には難しいものと考えますが、ARやVRなどのデジタル技術を活用しつつ、見る方に体験してもらえらることを検討してまいります。 防災船着き場については、ご意見を踏まえながら検討を進めていきます。</p>
3	区内に住所を有する方	<p>この計画は、国指定の史跡に対して、国、都、区の行政レベル第3位の千代田区が、その壁をぶち壊して維持管理に声を上げた点に、最大限の賛辞を贈るとともに支持・協力を惜しみません。 常磐橋は、架橋当時いち早く歩車分離の思想を取り入れ、歩行者帯と馬車道が分離されています。このプロジェクトの完成披露の時には、神田祭の神幸祭の行列のような催しをぜひ見たいと思えます。</p>	<p>本計画への賛同のご意見として受け止めさせていただきます。</p>

千代田区手数料に関する規定整備について

1 経緯

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行により旅館業法（昭和23年法律第138号）が改正された。

これにより、事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することが可能となったことから、承継の承認申請にかかる手数料を設定するものである。

2 改正内容

旅館業法の事業譲渡の項目追加により、申請にかかる手数料を設定する。

3 施行予定日

一部改正法の施行の日又は、この条例の公布の日のいずれか遅い日

(仮称) 四番町公共施設新築工事の設計変更について

1. 工事概要等

- ・工事場所 千代田区四番町1, 11
- ・敷地面積 3,292.09 m²
- ・延べ面積 11,929.45 m²
- ・構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(免震構造) 地上12階地下1階
- ・用途 四番町保育園、四番町児童館、四番町図書館
区営住宅、職員住宅、区民集会室、防災備蓄倉庫
- ・工事工期 令和2年3月13日～令和8年8月14日限り
- ・建築工事請負者、契約金額
大成・本間組建設共同企業体 7,656,311,533円
- ・第1回契約変更 令和2年8月5日
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による麴町仮住宅の工期延伸による5か月の工期延伸
- ・第2回契約変更 令和3年12月10日
 - ・入居者の退去時期の延伸及びアスベスト除去追加工事に係る16.5か月の工期延伸
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

2. 変更項目・内容等

- ① インフレスライドの対応 800,305,000円
 - ・賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項の運用
- ② 施工方法等の変更 56,122,000円
 - ・地下解体工法の変更
 - ・アスベスト処理
 - ・杭、山留工法の変更
 - ・施工地盤面の変更
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策 2,715,879円

3. 予定変更金額

8,515,454,412円 (859,142,879円増 11.2%)

(仮称) 四番町公共施設新築工事について

1 経過

年月	30年度 3月	31・元年度 3月	令和2年度 8月 9月	令和3・4年度 12月	令和5年度 10月	令和6年度 10月 3月	令和7 年度	令和8年度 8月
当初	当初予算	契約議案 ● 着工				竣工予定		
第1回 変更			契約変更 専決報告			10/31 竣工予定		
第2回 変更				議案 契約変更		3/31 竣工予定		
第3回 変更					議案 契約変更予定			8/14 竣工予定

2 契約日 令和2年3月12日

3 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成・本間組建設共同企業体
代表者 大成建設株式会社 東京支店
常務執行役員支店長 中村 有孝

4 契約見込金額	当初	6,556,000,000円	
	第1回	6,656,221,000円	(令和2年8月5日専決報告)
	増減額	100,221,000円	1.5%増
	第2回	7,656,311,533円	(令和3年4定変更議決)
	増減額	1,000,090,533円	15.0%増
	第3回	8,515,454,412円	(令和5年4定議案予定)
	増減額	859,142,879円	11.2%増

5 変更内容

- (1)スライド条項適用による増額
- (2)施工方法等の変更による増額
- (3)感染拡大防止対策による増額

6 契約期間

当初 契約締結日の翌日～令和6年10月31日
第1回 契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第2回 契約締結日の翌日～令和8年8月14日
第3回 工期変更なし

区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更について

1. 工事概要

・工事場所	千代田区神田猿樂町1-1-1		
・敷地面積	4,864.46㎡		
・延べ床面積	13,798.32㎡		
・構造・規模	鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上6階地下2階		
・工事件名	【建 築】	区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事	
	【電 気】	区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事	
	【空 調】	区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事	
	【給排水】	区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事	
	【昇降機】	区立お茶の水小学校・幼稚園改築昇降機設備工事	
・工事工期	令和2年6月27日～令和5年12月15日限り		
・請負者、契約金額			
	【建 築】	戸田・不動・ムカイ建設共同企業体	7,451,785,000円
	【電 気】	八洲・尼崎建設共同企業体	768,185,000円
	【空 調】	日管・三辰建設共同企業体	765,105,000円
	【給排水】	五建・東洋建設共同企業体	796,103,000円
	【昇降機】	(株)日立ビルシステム	92,400,000円
	合 計		9,873,578,000円

2. 変更項目・内容等

【建 築】

- ① 外構工事地中障害解体撤去・・・・・・・・・・・・・・・・（2,133,000円）
・敷地内最終マス3か所設置箇所、屋外器具庫設置箇所
- ② 地中障害解体撤去に伴う工期延長・・・・・・・・・・・・・・・・（5,633,000円）

【電 気】、【空 調】、【給排水】、【昇降機】

- ① 建築工事の地中障害解体撤去に伴う工期延長

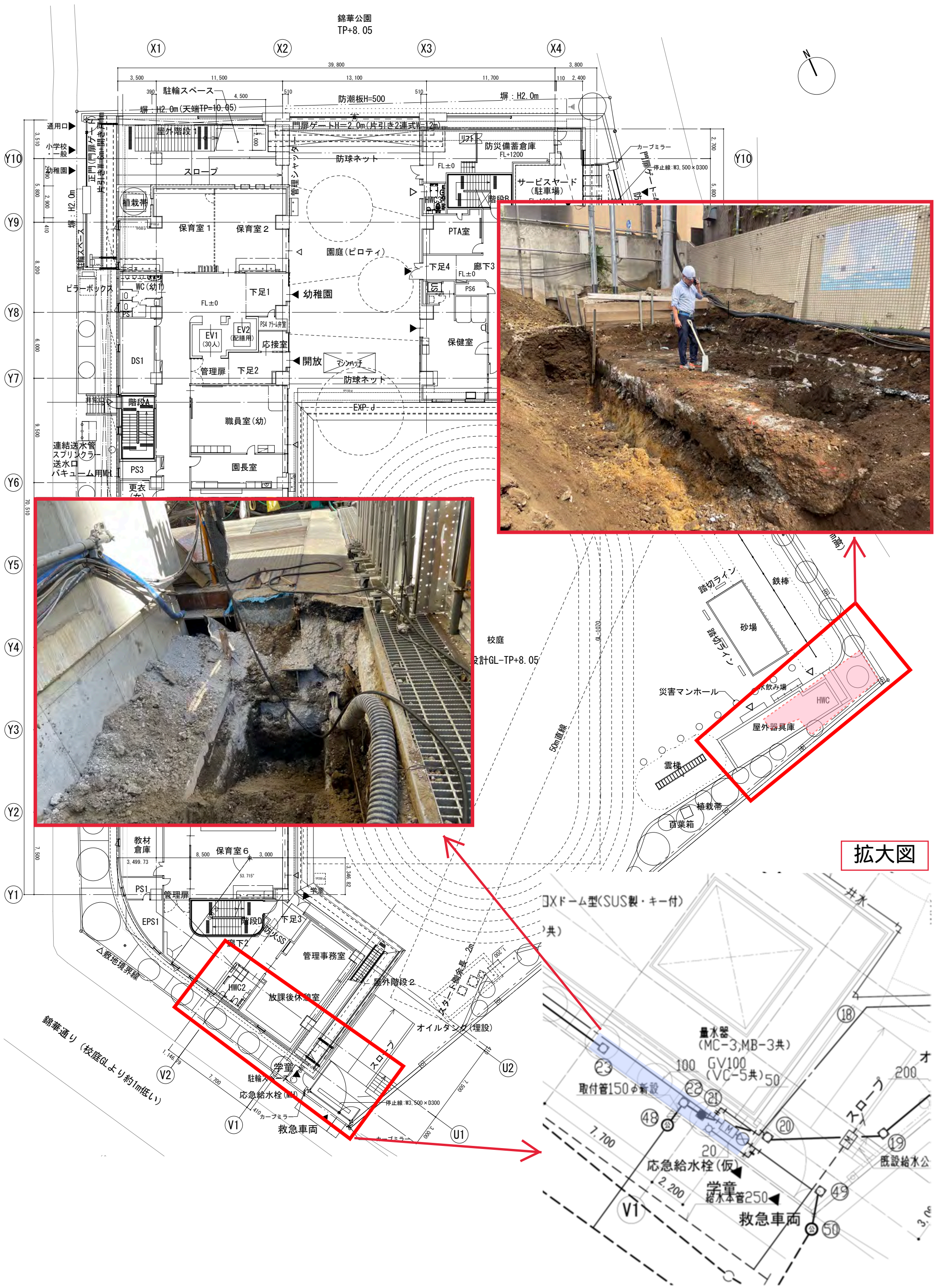
3. 予定変更金額

【建 築】	7,459,551,000円	(7,766,000円増	0.1%)
【電 気】	769,868,000円	(1,683,000円増	0.2%)
【空 調】	766,656,000円	(1,551,000円増	0.2%)
【給排水】	797,456,000円	(1,353,000円増	0.2%)
【昇降機】	92,400,000円	(0円	0%)
合 計	9,885,931,000円	(12,353,000円増	0.1%)

4. 予定変更工期

履行期限：令和6年1月31日（水）

区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更について



拡大図

区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について

1. 経過

年 月	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		6月	12月	12月	5月	12月
当初	当初予算	契約議案 着工			5/31	
第1回 変更			契約変更議案		9/29	
第2回 変更				専決報告	12/15	
第3回 変更						契約変更議案
第4回 変更					専決報告予定	竣工予定 1/31

2. 契約日 令和 2 年 6 月 26 日

3. 契約の相手方 東京都中央区八丁堀二丁目 8 番 5 号
戸田・不動・ムカイ建設共同企業体
代表者 東京都中央区八丁堀二丁目 8 番 5 号
戸田建設株式会社 代表取締役社長 大谷 清介

4. 契約見込金額	当初	6,461,294,400 円	(令和 2 年 2 定議決)
	第 1 回	6,847,159,000 円	(令和 3 年 4 定変更議決)
	増減額	385,864,600 円	6.0%増
	第 2 回	6,898,804,000 円	(令和 4 年 4 定専決報告)
	増減額	51,645,000 円	0.8%増
	第 3 回	7,451,785,000 円	(令和 5 年 3 定変更議決)
	増減額	552,981,000 円	8.0%増
	第 4 回	7,459,551,000 円	(令和 5 年 4 定専決報告予定)
	増減額	7,766,000 円	0.1%増

5. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和 5 年 5 月 31 日
第 1 回	契約締結日の翌日～令和 5 年 9 月 29 日
第 2 回	契約締結日の翌日～令和 5 年 12 月 15 日
第 3 回	工期変更なし
第 4 回	契約締結日の翌日～令和 6 年 1 月 31 日

6. 変更内容

地中障害撤去による増額

区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事について

1. 経過

年 月	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		6月	12月	12月	5月	12月
当 初	当初予算	契約議案 着工			5/31	
第1回 変更			専決報告		9/29	
第2回 変更				専決報告	12/15	
第3回 変更					契約変更議案	
第4回 変更					専決報告予定	竣工予定 1/31

2. 契約日 令和2年6月26日

3. 契約の相手方 東京都千代田区神田佐久間河岸84号地サンユウビル
八洲・尼崎建設共同企業体
代表者 株式会社八洲電業社 東京支店
執行役員 東京支店長 岩瀬 壮一

4. 契約見込金額	当 初	698,819,000 円	
	第1回	713,658,000 円	(令和3年第2回臨時会専決報告)
	増減額	14,839,000 円	2.1%増
	第2回	719,917,000 円	(令和4年4定専決報告)
	増減額	6,259,000 円	0.9%増
	第3回	768,185,000 円	(令和5年3定変更議決)
	増減額	48,268,000 円	6.7%増
	第4回	769,868,000 円	(令和5年4定専決報告予定)
	増減額	<u>1,683,000 円</u>	0.2%増

5. 契約期間

当 初	契約締結日の翌日～令和5年5月31日
第1回	契約締結日の翌日～令和5年9月29日
第2回	契約締結日の翌日～令和5年12月15日
第3回	工期変更なし
第4回	契約締結日の翌日～令和6年1月31日

6. 変更内容

建築工事の地中障害撤去に伴う工期延長による増額

区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事について

1. 経過

年 月	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		6月	12月	12月	5月	12月
当 初	当初予算	契約議案 着工			5/31	
第1回 変更			専決報告		9/29	
第2回 変更				専決報告	12/15	
第3回 変更					契約変更議案	
第4回 変更					専決報告予定	竣工予定 1/31

2. 契約日 令和2年6月26日

3. 契約の相手方 東京都千代田区飯田橋四丁目2番1号
日管・三辰建設共同企業体
代表者 日管株式会社 東京支店
支店長 中野 孝洋

4. 契約見込金額	当 初	684,541,000 円	
	第1回	700,634,000 円	(令和3年第2回臨時会専決報告)
	増減額	16,093,000 円	2.4%増
	第2回	714,747,000 円	(令和4年4定専決報告)
	増減額	14,113,000 円	2.0%増
	第3回	765,105,000 円	(令和5年3定変更議決)
	増減額	50,358,000 円	7.0%増
	第4回	766,656,000 円	(令和5年4定専決報告予定)
	増減額	1,551,000 円	0.2%増

5. 契約期間

当 初	契約締結日の翌日～令和5年5月31日
第1回	契約締結日の翌日～令和5年9月29日
第2回	契約締結日の翌日～令和5年12月15日
第3回	工期変更なし
第4回	契約締結日の翌日～令和6年1月31日

6. 変更内容

建築工事の地中障害撤去に伴う工期延長による増額

区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事について

1. 経過

年月	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		6月	12月	12月	5月	12月
当初	当初予算	契約議案 着工			5/31	
第1回変更			専決報告		9/29	
第2回変更				専決報告	12/15	
第3回変更					契約変更議案	
第4回変更					専決報告予定	竣工予定 1/31

2. 契約日 令和 2 年 6 月 26 日

3. 契約の相手方 東京都千代田区内神田一丁目 1 6 番 3 号
五建・東洋建設共同企業体
代表者 五建工業株式会社 東京支店
取締役支店長 宇賀 亘

4. 契約見込金額	当初	668,800,000 円	
	第 1 回	688,787,000 円	(令和 3 年第 2 回臨時会専決報告)
	増減額	19,987,000 円	3.0%増
	第 2 回	698,104,000 円	(令和 4 年第 4 回専決報告)
	増減額	9,317,000 円	1.4%増
	第 3 回	796,103,000 円	(令和 5 年第 3 回変更議決)
	増減額	97,999,000 円	14.0%増
	第 4 回	797,456,000 円	(令和 5 年第 4 回専決報告予定)
	増減額	1,353,000 円	0.2%増

5. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和 5 年 5 月 31 日
第 1 回	契約締結日の翌日～令和 5 年 9 月 29 日
第 2 回	契約締結日の翌日～令和 5 年 12 月 15 日
第 3 回	工期変更なし
第 4 回	契約締結日の翌日～令和 6 年 1 月 31 日

6. 変更内容

建築工事の地中障害撤去に伴う工期延長による増額

千代田区債権管理条例の制定について

1 背景

債権管理の適正化を図るため、次の取組を進めることを目的として条例を制定する。

(1) 手続の明確化・統一化

地方自治法その他の法令で規定されていない台帳の整備等の債権管理の手続について、条例により補足し、債権管理事務の統一性を図る。

(2) 債権放棄

債権は、法令に基づき適切に徴収することが大原則である。一方、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合等、区がこれ以上徴収努力を行っても徴収困難な債権について、効率的な管理を行う観点から、条例に基づき放棄を行えるようにする。

2 条例の概要

(1) 対象債権

全債権を対象とする。ただし、徴収停止及び放棄に関する規定は、非強制徴収公債権及び私債権を対象とする。

(2) 主な規定内容

① 区長の責務

法令等の定めに従い、債権を適正に管理することを区長の義務として明確にする。

② 台帳の整備

必要な事項を記載した台帳を整備し、各債権を適正に管理する。【別添資料】

③ 徴収停止

区長は、地方自治法施行令の規定によるほか、債務者が著しく生活困窮状態で回復困難な場合も徴収停止の手続をとることができる。

④ 放棄

徴収努力を続けてもなお回収困難な債権については放棄ができる規定を設ける。回収可能な債権に注力することで、債権管理事務の効率化を図る。

(3) 施行予定日

公布の日から施行する。ただし、台帳の整備に関する規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

台帳の整備に関する今後の方向性等について

1 当時の課題

平成 30 年 12 月 12 日付け「議案第 46 号 平成 29 年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」に対する附帯決議を受けた際、生業資金貸付金を所管している生活支援課では債務者の情報等を記録した台帳を整備していたものの、各会計年度末における債務者の一人ひとりの未返済額（債権額）を確認しておらず、前年度末現在額に決算年度の増減額を足し引きして算出してきたため、真正な債権の残高を把握できていなかった。

<課題 1> 債務者一人ひとりの債権額を把握できていなかった。

<課題 2> 債権に関する台帳への記録が徹底されていなかった。

<課題 3> 債権に関する台帳の運用ルールが整備されていなかった。

2 現状

生活支援課では、現在も附帯決議を受けた際の台帳を使用している。当時の課題を踏まえ、年度末に一人ひとりの未返済額を計算し、台帳に記載するとともに、債務者の未返済額の一覧表を作成している。また、債務者全員の未返済額を足し上げ、財務会計上の収入未済額と一致しているかどうかの確認を行っている。

その他の債権所管課についても、令和 4 年 7 月策定した債権管理マニュアルに則り、各自債権に関する台帳を整備し、適宜記録のうえ、適切に債権を管理している。

※各債権所管課（債権種別ごと）の債権に関する台帳の管理項目は別紙参照。

3 今後の方向性について

債権に関する台帳の整備を区長の責務として条例に明記し、台帳に関する事務を債権所管課長に担わせることを規則に明記することにより、台帳に関する事務の責任の所在を明確にする。また、台帳に最低限記載すべき事項を規則に明記し、統一的に債権が管理されるよう規定を整備していく。

台帳に記載する事項（案）

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生年月日及び原因
- (5) 債権の履行期限
- (6) 催告、折衝等の経緯
- (7) その他区の債権の管理上必要と認められる事項

台帳管理項目の例

債権種別	管理形態	管理項目												
		債務者に関する情報		債権・事務処理に関する情報										
		氏名及び住所	生年月日	債権の名称	債権の額	及び原因 債権の発生年月日	債権の履行期限	催告、折衝の経緯	収納額	未納額	収入日	納付方法	連帯保証人	
公債権 (保険料)	総合住民サービスシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
公債権 (返還金)	Excel ファイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
公債権 (使用料)	総合住民サービスシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
私債権 (貸付金)	Excel ファイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
私債権 (使用料)	総合住民サービスシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

「○」…記載、「-」…記載対象外

財産の取得について

1 旧区立外神田住宅区分所有部分の取得

旧区立外神田住宅は、老朽化が著しく耐震性に問題があることから早期解体に着手するため、区分所有者等の権利を区が取得する。

2 これまでの経緯

○令和元年12月：第4回定例会

補正予算（令和元年度第2号補正）で取得経費の予算計上
（1,121,700千円）

議決後、権利者との仮契約締結に着手

○令和2年2月：第1回定例会

仮契約締結済の11者分について財産取得の議案提出
（区分所有者18者のうち11者分の財産取得について）

議決後、順次本契約を締結し権利を取得

○令和2年9月：第3回定例会

仮契約締結済の3者分について財産取得の議案提出
（区分所有者18者のうち3者分の財産取得について）

議決後、順次本契約を締結し権利を取得

○令和4年11月：第4回定例会

仮契約締結済の1者分について財産取得の議案提出
（区分所有者18者のうち1者分の財産取得について）

議決後、本契約を締結し権利を取得

3 今後のスケジュール（予定）

残りの区分所有者3者のうち、その後に仮契約を締結した1者分の財産取得について、今後、議案を提出予定。

（取得予定財産：42.21㎡・51,966千円）

残り2者の区分所有者についても、引き続き仮契約締結に向けた取得交渉を進めていく。

職員の休暇、給与等制度における東京都パートナーシップ 宣誓制度への対応について

1 趣旨

東京都パートナーシップ宣誓制度又はこれに類する制度により証明を受けた職員のパートナーを配偶者と同様に位置づけ、職員の婚姻を要件とする休暇、給与等制度の適用対象とする。

【東京都パートナーシップ宣誓制度とは】

性的マイノリティ^{※1}である人が暮らしやすい環境づくりを目的として、パートナーシップ関係^{※2}を宣誓した二者に対し、東京都が届出の受理・証明を行う制度

※1 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者

※2 パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係

2 対象となる休暇、給与等制度（下線付の事項は条例の改正を伴うもの）

(1) 休暇等制度

深夜勤務の制限、超過勤務の免除・制限、早出遅出勤務、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇（結婚、忌引）、ボランティア休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、育児短時間勤務

(2) 給与制度

扶養手当、住居手当、単身赴任手当、退職手当、旅費

3 一部改正が必要な条例

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例
- (3) 職員の給与に関する条例
- (4) 職員の退職手当に関する条例
- (5) 職員の旅費に関する条例

4 施行予定期日

令和6年4月1日

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備することを目的とする。

2 主な改正内容

- (1) 国等から派遣された職員に対して支給する「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。
- (2) 条文の整理に伴い「職員の身分取扱い」の規定内容が第44条から第26条の8へ変更

3 一部改正が必要な条例

職員の給与に関する条例

4 施行予定期日

公布の日から